

山口県山村振興基本方針

平成27年度

山口県

目 次

I 地域の概況	1
1 自然的条件等	1
(1) 地勢・気候	1
(2) 県土における振興山村の位置付け	1
(3) 振興山村の県土管理	3
2 山村社会の動向等	4
(1) 人口の減少と高齢化	4
(2) 産業の動向	6
II 現状と課題	7
III 振興の基本方針及び振興施策	7
(方針事項)	
① 交通施策に関する基本的事項	7
② 情報通信施策に関する基本的事項	8
③ 産業基盤施策に関する基本的事項	8
④ 経営近代化施策に関する基本的事項	8
⑤ 地域資源の活用に係る施策に関する基本的事項	9
⑥ 文教施策に関する基本的事項	9
⑦ 社会、生活環境施策に関する基本的事項	9
⑧ 高齢者福祉施策に関する基本的事項	10
⑨ 集落整備施策に関する基本的事項	10
⑩ 国土保全施策に関する基本的事項	10
⑪ 交流施策に関する基本的事項	11
⑫ 森林、農用地等の保全施策に関する基本的事項	11
⑬ 担い手施策に関する基本的事項	11
⑭ 鳥獣被害防止施策に関する基本的事項	12
IV 他の地域振興等に関する計画、施策等との関連	12

都道府県名	山口県
作成年度	平成27年度

I 地域の概況

1 自然的条件等

(1) 地勢・気候

本県は、本州の最西端に位置し、三方が海に開け、東は広島・島根の両県に接し、西及び北は響灘・日本海、南は瀬戸内海に面し、関門海峡を隔てて福岡県と対しています。

年平均気温は、13～17℃、年平均降水量は、1,500～2,300mmで、気候によって3つの地域に区分されます。瀬戸内海沿岸地域は年間を通じて晴天が多く、降水量が少ない温暖小雨の気候です。日本海沿岸地域は冬に曇天が多いものの比較的温暖で積雪量は少なめです。内陸山間地域は、他の地域と比較して気温が低く、降水量は多めです。

(2) 県土における振興山村の位置付け

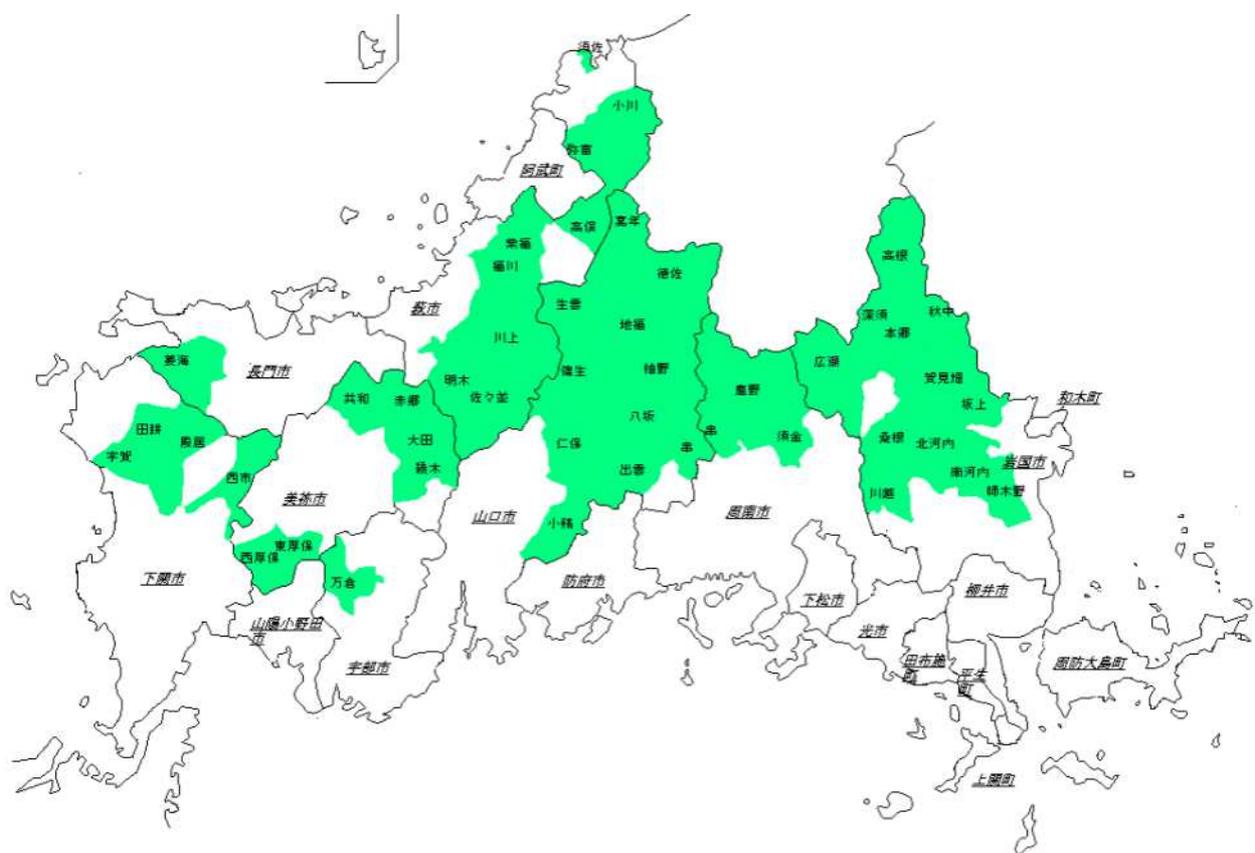
本県の19市町のうち、8市が振興山村地域を有しています。

振興山村の指定単位である昭和25年（1950年）2月1日現在の旧市町村数で見ると、184旧市町村のうち25.5%となる47旧町村が指定されています。

振興山村地域の人口は、県人口の4.2%ですが、面積は、県土の38.4%を占めています。

○概況

区分	振興山村	全県	振興山村/全県	備考
市町数	8	19	42.1%	H27.4.1現在
旧市町村数	47	184	25.5%	S25(1950年).2.1現在
人口	61,529人	1,451,338人	4.2%	H22国勢調査(総務省)
面積	2,346.03km ²	6,113.91km ²	38.4%	H22世界農業センサス(農林水産省)
人口密度	26人/km ²	237人/km ²	—	



市町名	指定地域名 (旧市町村名)
岩国市	(岩国市) 北河内村、南河内村、師木野村 (本郷村) 本郷村 (周東町) 川越村 (錦町) 広瀬村、深須村、高根村 (美川町) 桑根村 (美和町) 秋中村、賀見畑村、坂上村
周南市	(鹿野町) 須金村、鹿野町、串村
山口市	(山口市) 仁保村、小鯖村 (徳地町) 出雲村、串村、八坂村、柚野村 (阿東町) 篠生村、生雲村、地福村、徳佐村、嘉年村
宇部市	(楠町) 万倉村
美祢市	(美祢市) 東厚保村、西厚保村 (美東町) 大田町、綾木村、赤郷村 (秋芳町) 共和村
下関市	(豊田町) 殿居村、西市町 (豊北町) 宇賀村、田耕村
長門市	(油谷町) 菱海村
萩市	(川上村) 川上村 (田万川町) 須佐町、小川村 (むつみ村) 高俣村 (須佐町) 弥富村 (旭村) 明木村、佐々並村 (福栄村) 福川村、紫福村

[指定要件]

- 旧市町村 (昭和25年(1950年)2月1日時点の市町村) 単位に林野率 (昭和35年(1960年)) 75%以上かつ人口密度 (昭和35年(1960年)) 1.16人/町歩未満等

(3) 振興山村の県土管理

振興山村は主に県土の脊梁地帯（せきりょうちたい：山岳地帯や河川の上流域）に位置しており、特に、振興山村の総面積の86.5%を占める森林については、適切な施業を通じた維持管理が必要となっています。また、経営耕地面積は、漸減（ぜんげん）傾向にあります。全県より減少率が小さくなっています。

○本県の振興山村地域の林野及び経営耕地面積の概要（平成22年）

区 分	振興山村	全 県	振興山村／全県
総面積 (km ²)	2,346.03	6,113.91	38.4%
林野面積 (km ²) (総面積に占める割合)	2,029.93 (86.5%)	4,397.95 (71.9%)	46.2%
経営耕地面積 (km ²) (総面積に占める割合)	91.89 (3.9%)	325.63 (5.3%)	28.2%

資料：H22 世界農林業センサス(農林水産省)

○本県の経営耕地面積

(単位：k m²)

区 分	合 計		田		畑		樹園地	
	H12	H22	H12	H22	H12	H22	H12	H22
振興山村	104.14	91.89	92.94	82.41	6.19	5.81	5.01	3.67
全県	388.12	325.63	331.49	282.70	30.70	23.77	25.93	19.15
振興山村 ／全県	26.8%	28.2%	28.0%	29.2%	20.2%	24.4%	19.3%	19.2%

資料：H12年の振興山村は「山村カード調査」（農林水産省）、その他は「世界農林業センサス」（農林水産省）

2 山村社会の動向等

(1) 人口の減少と高齢化

人口は、山村振興法が制定された昭和40年（1965年）から平成22年（2010年）までの45年間で、全県が6.0%の減少に対し、振興山村では49.1%も減少しており、人口減少が著しく進行しています。

15歳から64歳までの人口は、同じ45年間で全県が16.6%の減少に対し、振興山村では58.0%も減少しています。

また、14歳以下の人口は、同じ45年間で全県が53.0%の減少に対し、振興山村は83.7%も減少しています。

一方、65歳以上の高齢者人口は、同じ45年間では全県の増加率が振興山村を上回るものの、高齢者の占める割合では全県の28.0%を大きく上回る40.9%となっており、高齢化が進んでいます。

○人口の推移

(単位：人、%)

区 分		S40	H 2	H12	H22	H22/S40
振 興 山 村	0～14歳 (比率)	32,983 (27.3)	12,670 (15.1)	8,536 (11.3)	5,389 (8.8)	16.3
	15～64歳 (比率)	73,699 (61.0)	50,326 (60.2)	41,250 (54.8)	30,937 (50.3)	42.0
	65歳～ (比率)	14,140 (11.7)	20,615 (24.7)	25,559 (33.9)	25,187 (40.9)	178.1
	合 計 (比率)	120,822 (100.0)	83,611 (100.0)	75,345 (100.0)	61,529 (100.0)	50.9
山 口 県	0～14歳 (比率)	391,400 (25.4)	278,562 (17.7)	213,578 (14.0)	184,049 (12.7)	47.0
	15～64歳 (比率)	1,029,200 (66.7)	1,042,910 (66.3)	974,131 (63.8)	857,956 (59.3)	83.4
	65歳～ (比率)	122,800 (7.9)	249,488 (15.9)	339,836 (22.2)	404,694 (28.0)	329.6
	合 計 (比率)	1,543,400 (100.0)	1,572,616 (100.0)	1,527,964 (100.0)	1,451,338 (100.0)	94.0

資料：H22までの振興山村は「山村カード調査」（農林水産省）、その他は「国勢調査」（総務省）

(注) 合計の数値は、年齢不詳のものを含むため、各年齢層の和と必ずしも一致しない。

図1 年齢別人口の推移

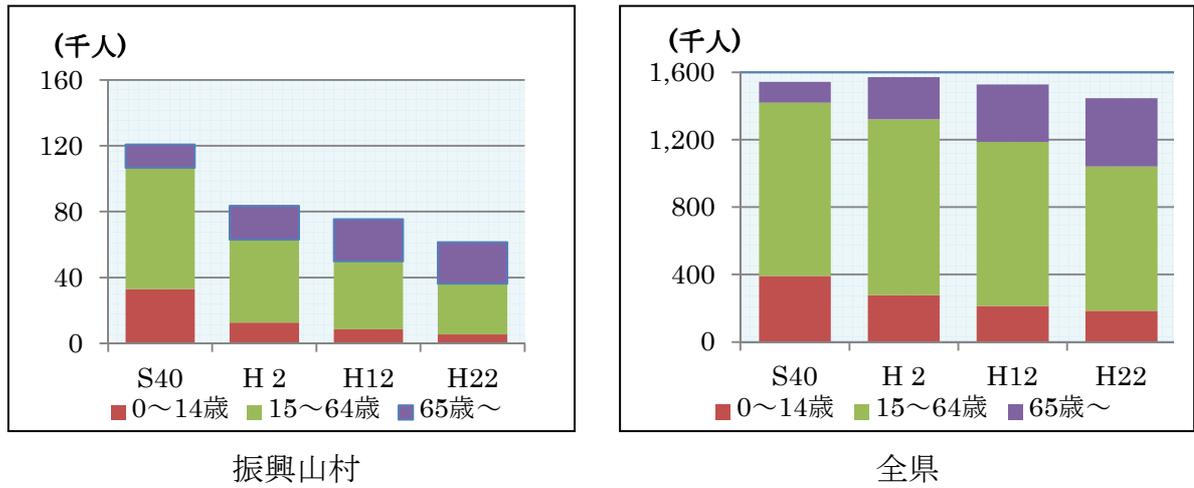
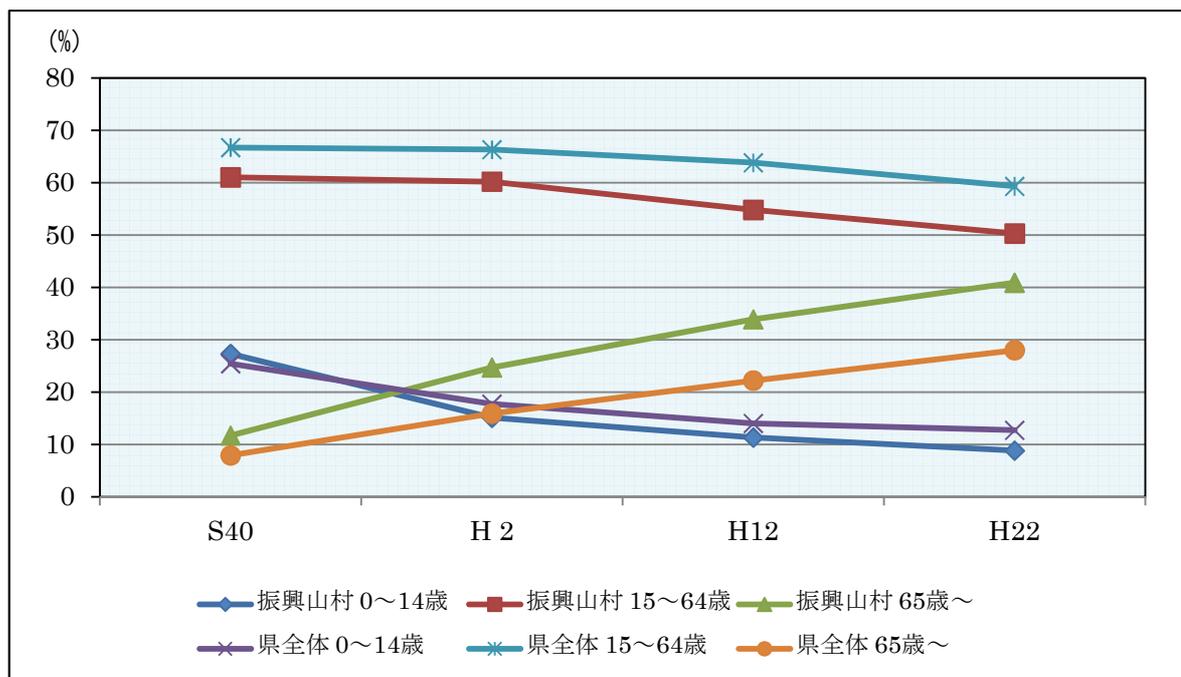


図2 年齢別人口構成比の推移



(2) 産業の動向

平成22年(2010年)の就業人口を、昭和40年(1965年)の山村振興法制定時と比較すると、全県が10.0%の減少に対し、振興山村では53.8%も減少しています。

振興山村における産業別就業人口比率では、第2次産業及び第3次産業の就業人口比率が高まってきている一方、第1次産業では大きく減少しています。しかしながら、第1次産業の就業人口比率は全県と比較し高い状況にあります。

○就業者数及び産業別構成比の状況

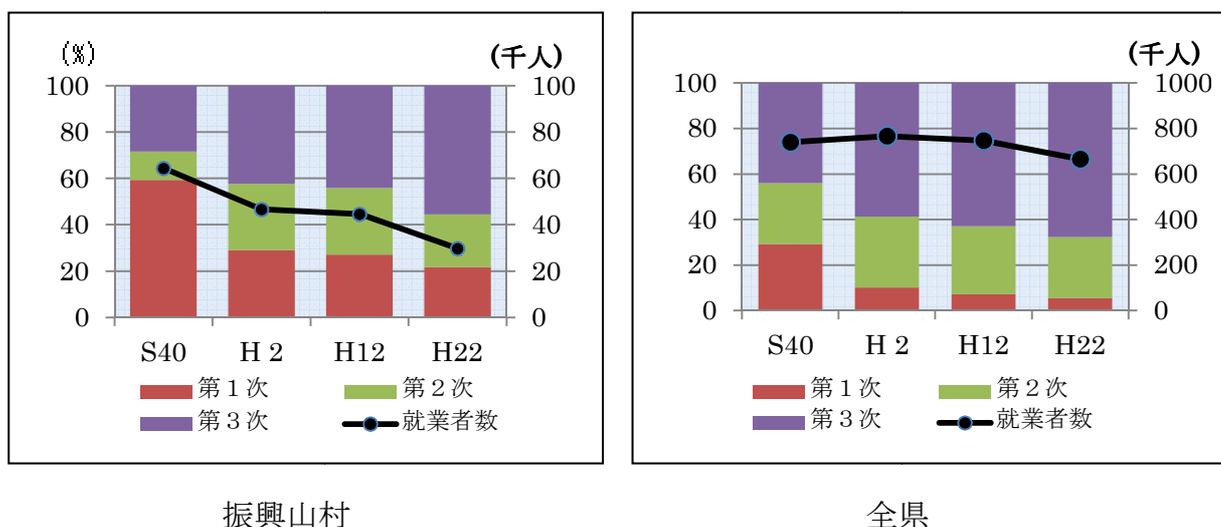
(単位：人、%)

区 分	振 興 山 村				全 県			
	就業者数	第1次	第2次	第3次	就業者数	第1次	第2次	第3次
S40	64,414	59.4	12.2	28.4	739,700	29.3	26.7	44.0
H 2	46,672	29.0	28.7	42.3	766,513	10.2	31.1	58.5
H12	44,617	27.1	28.8	44.1	746,704	7.2	29.7	62.6
H22	29,752	21.8	22.7	55.5	665,489	5.4	26.2	66.2
H22/S40	46.2	16.7	85.0	89.3	90.0	16.6	88.5	135.5

資料：H22までの振興山村は「山村カード調査」（農林水産省）、その他は「国勢調査」（総務省）

(注) 合計の数値は、年齢不詳のものを含むため、各年齢層の和と必ずしも一致しない。

図3 就業者数と産業別構成比



II 現状と課題

本県では、昭和40年（1965年）の山村振興法制定後、47地域で振興山村の指定を受け、昭和47年度（1972年度）までに市町村ごとの山村振興計画を策定しました。

これまでの第1期山村振興計画から6期にわたる山村振興計画では、県、関係市町村等が連携しながら、「安全・快適なゆとりある美しい山村創造」、「豊かな自然環境とうるおいのある生活空間を有する活力ある山村社会の構築」などの観点から、振興山村の生活環境施設や農業振興施設、都市との交流施設等の整備を行うなど、産業基盤や生活環境の整備を総合的、計画的に推進してきました。

しかしながら、振興山村においては、少子・高齢化の著しい進行や人口減少が続いている中で、戦後一貫して地域を支えてきた「主力世代」ともいえる「昭和一桁世代」が80歳以上となり地域の担い手としての役割を発揮することが難しくなっており、後継者不足等から振興山村の豊かな自然環境や固有の文化、伝統芸能等の貴重な有形無形の資源の保全・継承や地域産業の継続に支障が生じてきており、山村社会の維持そのものが危惧されています。

また、市町村合併により行政範囲が広域化するとともに、国・地方を通じ財政事情が厳しさを増し、施策の重点化・効率化が必要となっています。

こうした中で、山村の振興は、山村の有する県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等の多面にわたる機能が十分発揮され、県民が将来にわたってそれらの恵沢を享受することができるよう、森林等の保全を図るとともに、産業基盤や生活環境の整備の促進、地域の特性を生かした産業の育成による就業機会の創出、住民の福祉の向上を通じた魅力ある地域社会の形成及び地域間交流の促進等による山村地域への移住の促進を含めた山村における定住の促進を図ることに対応していく必要があります。

III 振興の基本方針及び振興施策

振興山村地域が果たす多面的で重要な役割をさらに生かし、それぞれの地域ごとの諸条件に応じて地域の振興・活性化を進めるため、関係市等と連携しながら、以下の諸施策を積極的に推進します。

① 交通施策に関する基本的事項

広域的な道路網については、地域間の交流・連携を強化し各地域の活性化を図るため、高規格幹線道路や地域高規格道路、港湾・空港等とのアクセス向上に資する道路の整備を促進します。

特に振興山村地域については、他地域との交流を強化し、広域的な視点から活性化が図られるよう、幹線道路の整備を推進します。

生活道路網については、生活の利便性・安全性の向上を図るため、各地域の中心部や公共施設へのアクセス向上に資する道路や、身近な生活道路の整備を促進します。

基幹的な市道の代行整備に当たっては、国・県道を補完し、特に、広域的な道路網を形成する路線、公共公益施設に関連する路線など、地域の活性化に必要な路線を選定して推進します。

地方バス路線、鉄道等、住民の日常生活に不可欠な交通サービスについては、その維持・活性化に努めるとともに、効率的な地域交通の形成に努めます。

② 情報通信施策に関する基本的事項

高水準の情報の提供による地域住民の利便性の向上や情報技術の活用による流通の効率化を促進する観点から、県が設置・運営する高速・大容量の光ファイバ網である「やまぐち情報スーパーネットワーク」を活用しながら、ケーブルテレビ、携帯電話、ブロードバンドなどのサービスが山村においても広く提供できる情報通信基盤の整備を促進します。

また、地理的条件の恵まれない振興山村地域においても、情報通信基盤を活かした新たな産業の創出や企業の誘致を図り、雇用の拡大による移住定住の促進や多様な人材の交流を促進します。

あわせて、山村の有する多面にわたる機能や豊富な資源など、振興山村地域の情報を都市住民のニーズに合わせた効果的な情報発信に努めます。

③ 産業基盤施策に関する基本的事項

振興山村地域に人を呼び込むことが地域活性化の鍵であることから、産業、技術、人材、自然、文化、歴史等の多様な地域資源を活用した暮らしを支える多様な産業振興を図ることが重要です。

このため、産業のための諸計画と整合をとりつつ、環境の保全にも十分配慮し、地域の自然的・社会的条件を生かした農林業や地場産業の振興、企業誘致、創業の促進、商業の振興、観光・交流産業の振興に資する基盤整備を推進します。

農道、林道の整備促進を図り、基幹的な農道整備や林道の代行整備に当たっては、農林業等の産業関連施設に関連する路線など、地域の活性化に必要な路線を選定して推進します。

さらに、後継者や人材の育成、組織づくり、アンテナショップ等による販路開拓、都市住民への産業情報の提供等のソフト面も充実するなど、総合的な産業振興対策を進めます。

④ 経営近代化施策に関する基本的事項

振興山村地域の農林業経営の近代化に当たっては、地域の特性に応じた農林業の展開を進めるとともに、山村地域のもつ多様な地域資源の活用を促進します。

また、地域農産物の加工・販売施設、木材加工施設の整備を促進するとともに、地域の農業と商工業との連携等による流通・販売施設等の整備や地産・地消の取組、情報通信技術を活用した特産品販売や観光地域づくり等を進め、経営の近代化を促進し

ます。

⑤ 地域資源の活用に係る施策に関する基本的事項

振興山村のもつ多様な地域資源を積極的に活用するため、地域の特性を生かした農林産物の生産を振興するとともに、それらがもつ経済的付加価値を地域が最大限に享受できるよう、製造・加工から販売に至る過程を農林業者が行う6次産業化や中小企業者と農林業者とが連携して行う農商工連携の取組を推進します。

森林バイオマスエネルギーを活かした地域産業の育成と、地域で永続的に供給可能な資源を地域で活用するエネルギー地産・地消を推進します。

また、振興山村地域のコミュニティ組織等が地域の実情に即して行うコミュニティ・ビジネスや地域資源を活用した交流ビジネスの創出・定着を促進するとともに、地域課題解決が必要な業種や未利用施設への事業者の誘致を推進します。

⑥ 文教施策に関する基本的事項

地理的、社会的制約条件を克服し、振興山村地域の教育の振興を図るため、県民一人一人が「いつでも、どこでも、だれでも、なんでも」学習できる機会を保障できるよう、それを支援・促進する生涯学習の基盤整備を行い、地域バランスのとれた生涯学習の振興を図ります。

なお、学校教育においては、地域の特性を生かした特色ある学校づくりを推進するほか、児童・生徒の減少に伴って生じる小規模校、複式学級等についての教育水準の維持向上を図るため、教職員配置の工夫に努めます。

また、時代の進展に対応した教育の一環として、高度情報化社会にふさわしい情報教育を進めます。

公立小中学校等学校教育施設の整備に当たっては、地域の意向や実情を踏まえ、安全でゆとりと潤いのある施設づくり、また児童生徒一人一人の個性を生かす教育の充実を図る観点から、教育内容・指導方法の多様化に対応した施設づくりや設備の充実に努めます。

社会教育施設、体育施設は地域住民に最も身近な公共の施設として、地域におけるコミュニティの育成や地域振興に大きな役割を果たすことから、地域の実情に応じた基盤整備を計画的に促進し、魅力ある地域社会の形成を図るとともに、既存施設の有効活用を促進するため、利活用システムの確立に努めます。

特に、社会教育施設については、市や広域学習圏における重要な学習拠点施設として整備充実に努めるとともに、相互のネットワーク化を促進し、広域的な連携、協力体制を整備することにより、地域における学習活動の一層の充実を図ります。

⑦ 社会、生活環境施策に関する基本的事項

地域住民の医療を確保するため、診療所の施設・設備の充実や医師の確保を図ります。

また、病院相互、かかりつけ医と後方支援病院の連携の推進など、地域における医療機関間の連携の推進を図るとともに、市や関係機関と連携し、ドクターヘリの効果的、円滑な運行に努めます。

さらに、健康の保持・増進対策として、健康づくりに関する指導者の確保や関連情報の提供等の基盤整備の充実に努めます。

子どもが健やかに生まれ育つ環境づくりの推進に向けて、多様な保育サービスの充実等、子育て家庭の支援を進めるとともに、障害者の自立と社会参加を進めるための施策を推進します。

水道施設、下水道処理施設、消防施設・設備、公営住宅等の整備については、生活様式の高度化・多様化に対応し、住民の生活水準の維持向上を図るため、農山村の地域特性を生かし、農林業等の生産活動と調和した安全で快適な生活環境づくりを進めます。

⑧ 高齢者福祉施策に関する基本的事項

高齢化がさらに進行していく中で、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心していきいきと暮らせることを目指して、高齢者一人一人の状況やニーズに応じて、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」の構築に向けた取組を推進します。

また、高齢者の方々が、これまで培ってこられた豊かな知識や経験、技能等を活かしながら、積極的に社会に参加し、いきいきと活躍できるよう、生涯現役社会の実現に向けた取組を推進します。

⑨ 集落整備施策に関する基本的事項

山村集落のコミュニティ機能が十分に発揮できるよう、引き続き生活環境や生産基盤の整備を進めます。

特に、高齢化や人口減少により地域の活力が低下し、集落機能の維持が困難になっている中で、複数集落で構成する基礎生活圈（やまぐち元気生活圈）において、生活に必要なサービス等の拠点化とネットワーク化を推進し、日常生活の支援や担い手の確保、ビジネスづくり等により、持続可能な活力ある地域づくりを進めます。

あわせて、移住希望者の受入れに向けた地域の合意形成や、市と地域の連携による受入れ支援の促進とともに、新規就農者や定年帰農者、他出者等の移住者や地域の若者の定住を進めるための住宅等の整備や空き家等の利活用を図る空き家バンクの充実に促進します。

また、集落を越えて広く支え合う新たな地域コミュニティ組織づくりや、住民自らが地域の課題や資源を点検し、地域の将来を描く「地域の夢プラン」の作成とその実現に向けた活動を支援します。

⑩ 国土保全施策に関する基本的事項

集中豪雨や台風、地震等の自然災害に対して安全で安心できる生活環境の確保を図るため、治山・治水対策、土砂災害対策、災害時にも機能する信頼性の高い道路ネットワークの構築等を推進します。

また、防災情報を迅速かつ確実に提供できるよう、伝達体制の充実に努めるとともに、市によるハザードマップの作成を支援するなど防災対策を推進します。

⑪ 交流施策に関する基本的事項

山村地域が有する自然環境や歴史文化等の恵まれた観光資源に加え、魅力ある「食」や、その土地ならではの体験・交流メニューの開発などにより、着地型観光やグリーン・ツーリズムなどの観光・交流産業を推進し、観光交流人口の拡大を図ります。

また、体験型交流旅行の受入地域を拡大するとともに、農家民宿の開業促進や体験プログラムの充実などにより、地域の魅力をゆっくり楽しむ「やまぐちスロー・ツーリズム」を一層推進します。

あわせて、振興山村地域の出身者や二地域居住者も含めた多様な都市住民が参加し協働する取組など、地域住民と都市住民の交流を促進します。

こうした取組の促進はもとより、地域の魅力向上、交流人口の拡大を図るため、広域交通拠点とのアクセス向上に資する高規格幹線道路や地域高規格道路をはじめとした道路網の整備や、高速交通ネットワークの整備、交流の拠点となる施設等の整備や歴史的施設の保全・利用を促進します。

⑫ 森林、農用地等の保全施策に関する基本的事項

森林、農用地等が将来にわたり良好な状態で保全管理されるよう、造林・間伐、区画整理、水田高機能化等を計画的に行います。

また、日本型直接支払制度による集落の取組を一層充実し、生活の場としての集落維持の再編の視点を基本に、自立的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備に向けた前向きな取組等による農用地の保全及び多面的機能の維持・発揮に努めます。

⑬ 担い手施策に関する基本的事項

農業経営の規模拡大や集約化・複合化を促進し、企業的経営農家等の認定農業者の育成を図るとともに、他産業から農業に参入しやすい体制を整備することにより、農業の担い手を確保します。

また、1～数集落を単位に、関係農家の農地利用の合意形成のもと、集落内の相当数の農家が参加して集落内農地の相当面積を集積し、効率的な営農を実践する集落営農法人を育成するとともに、農地中間管理機構を通じた農地集積を進めます。

さらには、女性や高齢者の能力の発揮等による多様な地域農業の担い手の育成を図ります。

林業に関しては、高齢化の進む森林組合等の作業員の世代交代を進めるため、若壮年者の就労を促進し、林業作業の機械化に対応できる高度技能労働者を育成するとと

もに、森林組合改革プランの着実な推進により林業事業体の経営基盤の強化を図ります。

また、農業との一体的な取組により、振興山村への定住対策も見据えた担い手の確保を図ります。

⑭ 鳥獣被害防止施策に関する基本的事項

イノシシ、サル、シカなどによる農林産物への被害軽減・防止を図り、安心して農林業が営めるよう、鳥獣被害防止施設の設置支援や鳥獣被害対策実施隊の設置促進など、実効性のある捕獲体制の整備を推進します。

また、科学的手法による鳥獣の生態・生息調査、生息環境の保全にも配慮した広葉樹の整備、特定鳥獣保護管理計画に基づいた個体数調整など、総合的な被害防止対策を実施します。

IV 他の地域振興等に関する計画、施策等との関連

上記振興施策の実施に当たっては、県政運営の指針である「元気創出やまぐち！未来開拓チャレンジプラン」や本県の中山間地域対策を総合的、戦略的に進めるための「山口県中山間地域づくりビジョン」、「過疎地域自立促進方針」等のその他法令の規定による地域振興に関する計画との整合性を図るとともに、県の関係する諸施策との連携を図りながら、これらを計画的かつ着実に推進します。